

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成23年10月25日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第8号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する等の規則

(岩手県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第1条 岩手県教育委員会行政組織規則(昭和37年岩手県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(室及び課の分掌事務)</p> <p>第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>室及び課</th><th>分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>スポーツ健康課</td><td>[略] 体育・スポーツ担当の分掌事務 (1)～(4) [略] (5) <u>スポーツ振興審議会</u>に関する こと。 [略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>(附属機関)</p> <p>第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>岩手県スポーツ振興審議会</u></p> <p>2 [略]</p>	室及び課	分掌事務	[略]		スポーツ健康課	[略] 体育・スポーツ担当の分掌事務 (1)～(4) [略] (5) <u>スポーツ振興審議会</u> に関する こと。 [略]	[略]		<p>(室及び課の分掌事務)</p> <p>第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>室及び課</th><th>分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>スポーツ健康課</td><td>[略] 体育・スポーツ担当の分掌事務 (1)～(4) [略] (5) <u>スポーツ推進審議会</u>に関する こと。 [略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>(附属機関)</p> <p>第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>岩手県スポーツ推進審議会</u></p> <p>2 [略]</p>	室及び課	分掌事務	[略]		スポーツ健康課	[略] 体育・スポーツ担当の分掌事務 (1)～(4) [略] (5) <u>スポーツ推進審議会</u> に関する こと。 [略]	[略]	
室及び課	分掌事務																
[略]																	
スポーツ健康課	[略] 体育・スポーツ担当の分掌事務 (1)～(4) [略] (5) <u>スポーツ振興審議会</u> に関する こと。 [略]																
[略]																	
室及び課	分掌事務																
[略]																	
スポーツ健康課	[略] 体育・スポーツ担当の分掌事務 (1)～(4) [略] (5) <u>スポーツ推進審議会</u> に関する こと。 [略]																
[略]																	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																	

(教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第2条 教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和41年岩手県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育長の専決)</p> <p>第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 附属機関(岩手県教育振興基本対策審議会、岩手県生涯学習審議会及び<u>岩手県スポーツ振興審議会</u>を除く。)に対する諮問に関すること。</p> <p>(7)～(10) [略]</p>	<p>(教育長の専決)</p> <p>第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 附属機関(岩手県教育振興基本対策審議会、岩手県生涯学習審議会及び<u>岩手県スポーツ推進審議会</u>を除く。)に対する諮問に関すること。</p> <p>(7)～(10) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(岩手県スポーツ振興審議会規則の廃止)

第3条 岩手県スポーツ振興審議会規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。